

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和6年1月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受） 第 2300264 号
厚生局事案番号： 関東信越（東京）（厚） 第 2300131 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成2年4月1日から平成6年3月23日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年4月から同年6月までの標準報酬月額については、8万円から32万円、同年7月から同年9月までの標準報酬月額については、8万円から44万円、同年10月から平成3年3月までの標準報酬月額については、8万円から47万円、同年4月から同年12月までの標準報酬月額については、8万円から53万円、平成4年1月から平成5年3月までの標準報酬月額については、8万円から47万円及び同年4月から平成6年2月までの標準報酬月額については、8万円から9万8,000円とする。

平成2年4月から平成6年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成5年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年4月の標準報酬月額については、上記1により訂正した9万8,000円から47万円とする。

平成5年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、請求者のA社における平成5年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年5月から同年8月までの標準報酬月額については、上記1により訂正した9万8,000円から47万円とする。

平成5年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和30年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成2年4月1日から平成6年3月23日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成2年4月から同年6月までは32万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から平成3年3月までは47万円、同年4月から同年12月までは53万円、平成4年1月から平成5年3月までは47万円、同年4月から平成6年2月までは9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなつた（以下「全喪」という。）平成6年3月23日より後の同年3月31日付で、平成2年10月、平成3年10月、平成4年10月及び平成5年10月の定時決定並びに平成2年7月、平成3年4月、平成4年1月及び平成5年4月の随時改定の記録が取消された上で、平成2年10月に遡って8万円に減額され、その後、平成6年4月4日付で、平成2年4月に遡って8万円に減額されていることが確認できる上、請求者のほかに事業主及び同僚一人についても、当該減額処理が行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は、標準報酬月額の減額に係る手続を行った記憶はないものの、社会保険料の負担が大きく、支払いができなくなると考え、社会保険事務所（当時）からの勧めもあったので、同社に係る全喪の届出を行った旨回答している上、社会保険事務所への提出書類に押印する印章は自身が管理していたため、請求者は、社会保険の届出に係る権限は有していなかった旨回答及び陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成6年3月31日付及び同年4月4日付で行われた減額処理は事実に即したものとは考え難く、平成2年4月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（平成2年4月から同年6月までは32万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から平成3年3月までは47万円、同年4月から同年12月までは53万円、平成4年1月から平成5年3月までは47万円、同年4月から平成6年2月までは9万8,000円）に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成5年4月1日から同年5月1日までの期間については、請求者から提出された賃金台帳・給与明細一覧表（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成5年4月に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成5年4月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に對し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、請求者から提出された平成5年4月を改定月とする健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、事業主は、社会保険事務所に対して減額処理前のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、事業主は、賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成5年4月に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成5年5月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された賃金台帳等により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（47万円）は、上記1の厚生年金保険法第75条ただし書きにより訂正される標準報酬月額（9万8,000円）より高いことが認められる。

したがって、請求者の平成5年5月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる本来の報酬月額から、47万円とすることが必要である。

なお、平成5年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300321 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300130 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年2月1日から平成12年8月1日に訂正し、同年8月から同年10月までの標準報酬月額を15万円、同年11月から平成13年1月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成12年8月1日から平成13年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年8月1日から平成13年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間①（平成12年5月1日から同年8月1日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

3 請求期間②について、請求者のA社における平成13年2月1日から平成14年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成13年2月から同年6月までの標準報酬月額については18万円から20万円、同年7月から同年9月までの標準報酬月額については18万円から26万円、同年10月から平成14年6月までの標準報酬月額については24万円から26万円とする。

平成13年2月から平成14年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年2月から平成14年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年5月1日から平成13年2月1日まで

② 平成 13 年 2 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の加入記録がなく、請求期間②の標準報酬月額の記録が、給料支払明細書に記載されている給料支給額より低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書、出勤簿兼賃金計算簿及び A 社を支払者とする給与所得の源泉徴収票（平成 12 年分及び平成 13 年分）により、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

また、請求期間①のうち平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 2 月 1 日までの期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額、又は事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、若しくは標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 12 年 8 月から同年 10 月までは 15 万円、同年 11 月から平成 13 年 1 月までは 20 万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 2 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていた場合には、その後、同報酬月額算定基礎届及び同報酬月額変更届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成 12 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、前述の給料支払明細書、出勤簿兼賃金計算簿及び給与所得の源泉徴収票により、請求者が当該期間に A 社に勤務していたことが認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料

から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成 12 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①のうち、平成 12 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間②について、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 13 年 2 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 13 年 2 月から同年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から平成 14 年 6 月までは 26 万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 13 年 2 月から平成 14 年 6 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、給料支払明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 13 年 2 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300427 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300132 号

第1 結論

請求者のA社における平成 26 年 12 月 10 日の標準賞与額を 28 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が平成 26 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間（平成 27 年 7 月及び同年 12 月）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 26 年 12 月
② 平成 27 年 7 月
③ 平成 27 年 12 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までに支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、金融機関から提出された預金元帳（以下「預金元帳」という。）及び同僚から提出された賞与支給明細書により、請求者は、当該期間に A 社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記預金元帳及び同僚から提出された賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、28 万 5,000 円とす

ることが必要である。

また、請求期間①の賞与支払日については、預金元帳により確認できる賞与振込日から、平成 26 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②及び③について、預金元帳によると、平成 27 年 3 月 19 日以降、全国健康保険協会からの振込が毎月確認できるところ、全国健康保険協会 B 支部長からの回答により、請求者は平成 27 年 1 月 11 日から平成 28 年 7 月 13 日までは労務不能であった期間であり、平成 27 年 1 月 14 日から平成 28 年 7 月 13 日までの期間に係る傷病手当金を受給していることが確認できるが、平成 27 年 1 月 23 日に振り込まれた給与を最後に A 社からの給与及び賞与の振込は確認できず、同年各月の分として支給された傷病手当金は歴日数に基づく額であることから判断すると、当該傷病手当金は報酬との調整は行われていないものと推認できる。

また、請求者の請求期間当時の住所地の市役所から提出された平成 28 年度（平成 27 年分）所得照会回答書により、平成 27 年分の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できるところ、同僚から提出された平成 27 年 1 月分の給与支給明細書において確認できる各保険料率を使用して算出した 1 か月分の雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料の合計額は、当該社会保険料控除額と概ね一致することから、当該給与収入額及び社会保険料控除の金額は、同年 1 月 23 日に振り込まれた給与の支給額及び保険料控除額と認められ、請求期間②及び③において、賞与は支払われていないものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。